

お知らせ

7月12日に発送します

介護保険負担割合証

介護認定をお持ちの方に、8月1日からご利用いただく平成29年度介護保険負担割合証を7月12日に発送します。

なお、適用期間の終了年月日が平成29年7月31日の介護保険負担割合証は、8月1日以降使用できません。

新しい介護保険負担割合証が届いたら、ケアマネジャーや施設の相談員に提示して下さい。

☎介護保険課 ☎724・4366

7月から工事が始まります 町田市熱回収施設等 (仮称) 整備運営事業

市では、老朽化したごみ処理施設に代わり、町田リサイクル文化センター敷地内に新たな熱回収施設等(ごみ焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設等)の整備を進めており、本施設の工事が7月から始まります。

新しい施設は、プラスチックと生ごみ等の資源化、ごみ排出量削減を前提に、処理能力を現在の施設よりも約4割小さくした焼却施設と、首都圏では初めてとなる家庭ごみのバイオガス化施設(50t/日)を併設します。なお、現在のごみ処理施設は、

整備期間中は稼働します。

新しい熱回収施設等のデザイン、整備スケジュールは、7月1日発行の「ecoまちだ」をご覧ください。

☎循環型施設整備課(工事に関すること) ☎724・4384

お送りします

国民健康保険 高齢受給者証(更新証)

国民健康保険に加入している70～74歳の方が現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、7月31日です。

8月1日からお使いいただく同受給者証は、7月中に世帯主の方宛てにお送りします。

なお、今回お送りする高齢受給者証の有効期限は、2018年7月31日です(途中で75歳になる方は誕生日の前日まで)。

☎保険年金課 ☎724・2124

集会・学習施設の使用料金が 変更になります

7月使用分から各貸出施設の使用料金を変更します(町田市民フォーラムホールは、11月1日の使用から料金変更)。

☎集会・学習施設各市民センター、各コミュニティセンター、男女平等推進センター、町田市民文学館、健康福祉会館、町田市民フォーラム、生涯学習センター、わくわくプラザ町田

※詳細は、町田市ホームページをご

覧いただくか、各施設へお問い合わせ下さい。

☎市HP [各施設名 使用料金 検索]

☎市民総務課 ☎724・4346

玉川学園コミュニティセンター建て替えに関する

事業計画説明会

老朽化した同コミュニティセンターの建替事業について、地域の皆さんに知っていただくため、説明会を開催します。

☎7月12日(水)午後7時～8時30分

☎玉川学園さくらんぼホール

※本建替事業の概要や、過去に開催した説明会の内容は町田市ホームページをご覧ください。

☎市民総務課 ☎724・4346、道路政策課 ☎724・1124

7月3日から

木造住宅の除却工事の 費用を助成します

木造住宅の耐震改修工事への助成金の対象に除却工事を追加します。

市の簡易耐震診断で耐震性不足と診断された住宅が対象です。

※予算額に達し次第、受け付けを終了します。

☎昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を自らが所有(賃貸用を除く)している個人の方

※詳細はお問い合わせいただくか、町田市ホームページをご覧ください。

☎住宅課 ☎724・4269

町田市民病院職員募集 ☎町田市民病院総務課 ☎722・2230(内線7412)

☎町田市民病院 採用 検索

職種	募集人員	受験資格	日程等	採用日
看護師	20人程度	1977(昭和52)年4月2日以降に生まれた、看護師の資格を有する、または2018年春までに取得見込みの方	○郵送受付=7月25日(火)まで(必着)	10月1日、2018年1月1日、4月1日
助産師		1977(昭和52)年4月2日以降に生まれた、助産師の資格を有する、または2018年春までに取得見込みの方	○持込受付=7月24日(月)、25日(火)	10月1日
作業療法士	若干名	1982(昭和57)年4月2日以降に生まれた、作業療法士の資格を有する方	※いずれも午後5時まで	10月1日、2018年4月1日
薬剤師		1982(昭和57)年4月2日以降に生まれた、薬剤師の資格を有する、または2018年春までに取得見込みの方	○試験日=8月5日(土)	2018年4月1日
歯科衛生士		歯科衛生士の資格を有し、口腔外科における勤務経験年数を3年以上有する方		

※試験実施要項と受験申込書は町田市民病院ホームページでダウンロードできます(町田市民病院・各市民センターでも配布) / 郵送・持ち込みは町田市民病院総務課へ / 採用条件等は募集要項を十分に確認して下さい。

後期高齢者医療制度

☎個別の相談・個人情報を含むことについて=保険年金課 ☎724・2144、制度について=広域連合お問い合わせセンター ☎0570・086・519(IP電話、PHSの方は ☎03・3222・4496)

負担割合が変わる方に新しい後期高齢者医療被保険者証を発送します

8月から負担割合が変わる方に、新しい被保険者証を7月上旬に簡易書留郵便で発送します。今まで使用していた被保険者証は8月1日以降に市役所へお返し下さい。負担割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証を引き続きお使い下さい。

【負担割合について】

医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は、「1割」または「3割」です。負担割合は毎年8月1日を基準に前年度の所得や収入に応じて判定し、有効期限内であっても変更されます。

「後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」(=減額認定証)をお送りします

減額認定証とは、外来診療時及び入院時に、あらかじめ医療機関に提示すると、保険適用の窓口負担が自己負担限度額までとなり、また入院時の食事代が減額されるものです。

現在お使いいただいている減額認定証の有効期限は平成29年7月31日で、期限を過ぎると使用できません。8月1日以降、ご自身で破棄していただくか、市役所へお返し下さい。

次のすべてに該当する後期高齢者医療被保険者の方には、8月1日からお使いいただく新しい減額認定証を、7月下旬にお送りします。①過去に後期高齢者医療制度の減額認定証

の交付を受けたことがある②住民票上の世帯員全員が2017年度住民税非課税である

※2017年度住民税非課税世帯に該当していても、過去に減額認定証の交付を受けたことがない方には送付しません。世帯員全員が住民税非課税で、減額認定証が必要な方は申請して下さい。減額認定証は申請のあった月の1日から適用されます。

平成29年度後期高齢者医療制度の保険料の軽減について

後期高齢者医療制度では、法律に基づいて、所得が一定基準以下の方々に対し保険料の軽減を実施していますが、その中でも特に所得の低い方等を対象に、特例として更なる保険料の軽減を行い、その分を国費で補ってきました。しかし、今後医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために、保険料の軽減特例の一部が見直されることとなりました。

詳細は、7月にお送りする保険料額決定通知書に同封する予定です。

○均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています(表1参照)。

○所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています(表2参照)。

○被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで、会社の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合

は除く)の被扶養者だった方は、均等割額と所得割額を軽減しています(表3参照)。

表1 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(27万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(49万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(平成29年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得から更に15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。ただし、所得割額の計算では適用されません。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は資格取得日)で行います。

表2 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
	平成28年度	平成29年度
15万円以下※	100%	70%
20万円以下※	75%	45%
58万円以下	50%	20%

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置を含みます。

表3 被扶養者だった方の軽減

加入の前日まで社会保険の被扶養者だった方	軽減割合			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	均等割9割(所得割賦課せず)	均等割7割(所得割賦課せず)	均等割5割(所得割賦課未定)	加入から2年を経過する月まで均等割5割(所得割賦課未定)

※すでに被扶養者軽減特例を受けている方は、平成31年3月31日をもって軽減期間終了となります。

※4月1日以降、後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の方の均等割額は、平成29年は7割軽減となり、以降加入から2年を経過する月までの間に限り5割軽減となります。

※平成30年度以降の所得割については、賦課開始時期を引き続き審議することとなります。

※いずれも、低所得による均等割額軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。